



スクールソーシャルワーカーだより No. 2

《「子どもの最善の利益」とは何でしょう？》

「しつけ」と「自由の尊重」のバランス、スマートフォンとの付き合い方、学習の習慣づくりなど、家庭での教育には正解がなく、保護者の皆さんは日々迷われながら子どもと向き合われておられます。そんなとき判断の軸となるのが、「子どもの最善の利益」という視点ではないでしょうか。「子どもの最善の利益」とは、その子にとって一番よいことは何かを第一に考えるという考え方です。

これは、国連の「子どもの権利条約」にも書かれていて、世界中の国が大切にしている子どもへの基本的な考え方です。

もちろん、私たち日本の学校や家庭でもとても大切な視点です。

《「子どもの最善の利益」の例》

たとえば、次のような場面での「子どもの最善の利益」を考えてみましょう。

場面	子どもの最善の利益を考える例
勉強の場面	子どもがつまずいている時、「叱る」よりも「どうやったら分かるようになるか」を一緒に考えること
進路や将来	大人の希望の押し付けではなく、子ども自身の夢や得意なことを尊重して応援すること
学校生活	いじめや暴力のない教室づくりや、アレルギーなど健康面への配慮を徹底し、子どもが安心して学べる環境を整えること
友達関係	友だちとのトラブルで悩んでいる時、まずは話をじっくり聴いて、子どもの気持ちを大切にすること

《なぜ大切な？》

子どもは、心も体も成長の途中にあり、自分の思いを上手に伝えられないこともあります。だからこそ、私たち大人が「この子にとって本当に必要なことは何か」を一緒に考え、寄り添うことが大切です。

《子どもの最善の利益を守るために大切なこと》

- 子どもの話に耳を傾けること
- 子どもの気持ちやペースを大切にすること
- 学校や支援者（先生・SC・SSW など）と一緒に考えること

《子どもの最善の利益でない行動は》

次の①から③は、「子どもの最善の利益」を考えた行動ではありません。

- ①子どもを叱るとき、怒鳴る・無視するなどの対応により、子どもの尊厳や安心感が傷つけられる。（体罰・威圧的な指導）
- ②子どもの適性や希望を無視して、進路や習い事を一方的に決める。（大人の価値観を押し付け）
- ③子どもが困っている訴えに対して「甘え」などと否定する。（子どもの声を聴かない）

《相談についてのQ & A》

Q1 相談をしたい時はどのようにすればいいですか？

A：相談は予約制を基本としています。ゆっくり相談したい人は予約されることをお勧めします。各学校の教頭へ申し込みをしてください。その時に、相談の時間や連絡方法などの希望があれば、そのことを伝えてください。また、スクールソーシャルワーカー(SSW)に出会った時に、直接声をかけてくれてもいいです。もちろん、急に相談したい時もあります。
【児童生徒の皆さんは各学校の養護教諭、保護者の皆さんは相談の申込方法(保護者の皆様)をご覧ください。】

Q2 いつ相談ができますか？

A：毎週水曜日に金曜日に学校にいますので、相談することができます。下の「相談日の予定」を見てください。

Q3 どんな内容でもよいのですか？

A：はい、もちろんです。学校生活や友達関係のこと、学習や塾・部活のこと、家庭のこと、生活のこと、子育てのこと、その他気になっていることなど何でも相談できます。なんとなく気持ちがすっきりしない時でもいいですよ。自分の気持ちをゆっくり話してください。

Q4 秘密は守ってくれますか？

A：もちろん守ります。内容を他の人に知られたくないという時には秘密にします。

Q5 保護者も相談できますか？

A：スクールソーシャルワーカー(SSW)は保護者の方の相談もお受けします。子どもの成長のことや生活で気になること、家庭内のことなどの相談場所としてご利用ください。気がねなくお話に来ていただき、少しでも日々の困り感が少なくなっただけだと考えています。場合によっては家庭訪問をして相談に応じます。

《相談日の予定》

6月の予定		7月の予定	
4日(水) 10:00~16:40	6日(金) 10:00~16:40	2日(水) 10:00~16:40	4日(金) 10:00~16:40
11日(水) 10:00~16:40	13日(金) 10:00~16:40	9日(水) 10:00~16:40	11日(金) 10:00~16:40
18日(水) 10:00~16:40	20日(金) 10:00~16:40	16日(水) 10:00~16:40	18日(金) 10:00~16:40
25日(水) 10:00~16:40		23日(水) 10:00~16:40	

《相談の申込方法(保護者の皆様)》

- 連絡先 宮浦中学校 64-2055 池田教頭 西小学校 62-3246 常廣教頭
- 相談時間を調整するため、予約が必要となりますので事前に小学校・中学校へ、電話でお申し込みください。相談時間が決まり次第連絡しますので、連絡先もお伝えください。
(例：「スクールソーシャルワーカー(SSW)と〇〇日に相談したい。」)
- 上記の時間以外の相談を希望される方へもできる限り要望に沿えるようにしたいと思いますので、ご相談ください。